

第六章 罰 則

第四三条 第二十六条第一項〔秘密保持義務等〕(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正、平一四法律一五二、平一六法律七九)

〔趣 旨〕

本条は、平成一四年の一部改正により四二条が条文移動したものであり、登録情報処理機関又は登録調査機関の役員等が秘密保持義務等(二六条一項、三九条)に違反した場合の罰則(一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金)について規定したものである。

なお、平成一六年の一部改正において旧二七条が二六条に条文移動したことに伴い、本条の規定においても「二七条」を「二六条」条に改めた。

第四四条 第三十条〔指定の取消し等〕(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正、平一四法律一五二、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、平成一四年の一部改正により四三条が条文移動したものであり、登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役職員が業務停止命令（三〇条、三九条、三九条の九）に違反した場合の罰則（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）について規定したものである。

第四五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定

登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。（改正、平一六法律七九）

一 第二十三条「業務の休廃止」（第三十九条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。

二 第二十七条第一項「報告及び立入検査」（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。（改正、平一六法律七九）

三 第三十一条第一項「帳簿の記載」（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項「帳簿の保存」（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。（改正、平一六法律七九）

四 第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。（本号追加、平一六法律七九）

(改正、平一四法律一五二)

〔趣旨〕

本条は、平成一四年の一部改正により四四条が条文移動したものであり、登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役職員が次の違反行為をした場合の罰則（二〇万円以下の罰金）について規定したものである。

- ① 無許可の業務全廃（二三条、三九条）
- ② 報告義務違反、検査拒否等（二七条一項、三九条、三九条の二一）
- ③ 帳簿作成義務違反等（三一条、三九条、三九条の二一）
- ④ 業務の休廃止の届出義務違反（三九条の八）

第四六条 第二十四条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の一部改正で新設された条文であり、登録情報処理機関及び登録調査機関に対する財務諸表等の備付け及び閲覧等に係る義務に違反した場合の罰則（二〇万円以下の過料）について規定したものである。